

甲子川水系流域治水協議会  
規約（案）

（設置）

第1条 「甲子川水系流域治水協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による今後の水害の激甚化・頻発化に備え、甲子川水系流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の対象流域構成）

第3条 協議会は、二級水系甲子川流域を対象とする。

（協議会の構成）

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

1 甲子川水系流域で行う流域治水の全体像を共有・検討

2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表

3 「流域治水プロジェクト」に基づく対策の実施状況のフォローアップ

4 その他、流域治水に関して必要な事項

(幹事会の構成)

第6条 協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項による者のほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とするものとする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切ではない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、岩手県沿岸広域振興局土木部とする。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会の承認を得て定めるものとする。

(附則)

本規約は、令和3年〇月〇日から施行する。

別表1 甲子川水系流域治水協議会構成員

釜石市産業振興部長

釜石市建設部長

釜石市危機管理監

林野庁東北森林管理局三陸中部森林管理署長

国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター 盛岡水源林整備事務所長

岩手県沿岸広域振興局農林部長

岩手県沿岸広域振興局土木部長

オブザーバー

国土交通省 東北地方整備局

別表2 甲子川水系流域治水協議会幹事会構成員

釜石市産業振興部水産農林課長

釜石市建設部建設課長

釜石市建設部下水道課長

釜石市危機管理監防災危機管理課長

林野庁東北森林管理局三陸中部森林管理署次長

国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター 盛岡水源林整備事務所 造林係長

岩手県沿岸広域振興局農林部特命課長

岩手県沿岸広域振興局土木部河川港湾課長

オブザーバー

国土交通省 東北地方整備局